

第 18 号

訴えの提起について

土地明渡等請求に関し，次のとおり訴えを提起する。

平成 27 年 6 月 11 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地明渡等請求

| 相 手 方 | 請 求 の 趣 旨 |
|-------|--|
| | (1) 徳島市万代町5丁目71番5の土地にある建物及び建物残骸物並に放置動産を収去して，同土地を明渡せ。 |
| | (2) 徳島市万代町5丁目71番5の土地に設置されたプレハブ物置その他の動産を収去して，同土地を明渡せ。 |
| | (3) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決並びに第1，2項につき仮執行の宣言を求める。 |

提案理由

訴えの提起について，地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。